

ケアプランを
作成します

あなたにあったサービスを

居宅介護支援

要介護認定を受けた人が、必要な介護保険のサービスなどを有効に利用できるように、ケアマネジャーがケアプランの作成、サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設の紹介などのケアマネジメントを行うサービスです。

介護予防ケアプランについては地域包括支援センターが作成します。

- ケアプランの作成
- サービス事業者との連絡・調整
- 介護サービス内容に関する情報提供
- 介護保険施設への紹介・ケアマネジメント
- 要介護認定の申請代行※ など



ケアマネジャーは、どんな資格の人？

医師、歯科医師、保健師、看護師、介護福祉士など保健・医療・福祉サービスの従業者のうち、5年以上の実務経験があり、試験に合格した後、実務研修を修了した人です。

※申請代行ができる事業者は厚生労働省令で定められます。

あなたの
介護サービス
**満足度
チェック**
居宅介護支援編

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 担当のケアマネジャーは契約書・重要事項説明書とあなたのケアプランをわかりやすく説明してくれましたか？ | <input type="checkbox"/> 担当のケアマネジャーの対応や態度には満足できますか？ |
| <input type="checkbox"/> あなたは同意しましたか？ | <input type="checkbox"/> あなたが希望することに速やかに対応してくれますか？
またそうでない場合は、その理由を説明してくれますか？ |
| <input type="checkbox"/> 担当のケアマネジャーは介護保険以外にも生活全般を支えるための知識を持って相談にのってくれますか？ | <input type="checkbox"/> サービス事業者等と連絡をとって、あなたの意見や苦情に、速やかに適切な対応してくれますか？ |

- 利用しているサービスに不満や疑問があれば、ケアマネジャーなどに相談しましょう。

居宅介護支援事業者には一定の要件があります

居宅介護支援事業者は、ケアマネジメントの質の向上を図る観点から、利用者が受けるサービスに対して次のことを行う必要があります。

- ケアプランを利用者に交付
- 月1回の利用者宅への訪問、3か月に1回ケアプラン実施状況の把握および結果の記録
- ケアマネジャーは、要介護認定の更新などがあった場合に、サービス担当者会議を開催し、ケアプランの内容について、変更の必要性を検討